

今年も赤い羽根の輪が茅ヶ崎市に広まりました



ありがとう!

赤い羽根共同募金中間報告

募金総額(令和5年1月31日現在)

22,072,922円

赤い羽根募金
14,428,614円

年末たすけあい募金
7,644,308円

赤い羽根募金の主なつかいみち

- ♡民間社会福祉施設(児童養護施設・障がい者施設など)の整備
- ♡地区社会福祉協議会の活動
- ♡大規模災害時の被災地支援

年末たすけあい募金の主なつかいみち

- ♡生活に困っている方への配分
- ♡ねたきり・認知症の高齢者を在宅介護している方への激励
- ♡障がい者の余暇支援活動への配分

～自動販売機からもありがとう～

共同募金会では清涼飲料水メーカー等と協働し、寄附金付き自動販売機の設置を推進しています。自動販売機で飲料を購入すると、売り上げに応じて飲料水メーカーなどから募金会へ寄附があります。飲料水の購入者には負担をかけずに、いつでも気軽に寄附ができる新しい仕組みです。



茅ヶ崎市内にも設置が完了しました!

- ・第一カッター興業株式会社様(茅ヶ崎市秋園833)

新型コロナウイルスの社会的影響を踏まえ、3月未までを募金期間として実施しています。引き続き、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

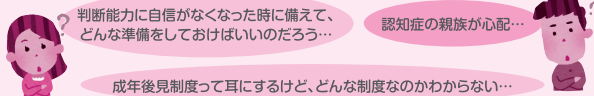
まだまだ募金受付中です

あんしんセンターからのお知らせ

弁護士による **無料!!** 成年後見相談

こんなお困りごとがある方、ぜひ利用してみませんか?

市内在住の方はもちろん、市内在住者を支援する事業所や相談所等専門職の方もご相談いただけます。



(過去のご相談事例)

- 成年後見制度について、よくわからないので説明してほしい。
- 認知症等になる前に、財産管理や生活支援の契約について考えたい。
- 判断能力の不十分な家族のために、預貯金の管理や口座解約の手続きをしたい。
- 不動産の処分をしたい。
- 遺産分割協議など相続手続きをしたい。

と き： 偶数月の第1水曜日 13時15分～(40分間)
令和5年4月5日 6月7日 8月2日 10月4日 12月6日 令和6年2月7日

と ころ： 市社協 相談室

受 付： 予約制(相談日前月の1日～相談日前日)

対 象： 市内在住者・市内在住者を支援する事業所や相談所等

定 員： 毎回5名(先着順)

- *時間の指定はできません。
- *土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は、受付できません。

お申込・お問合せ 市社協あんしんセンター ☎ (85) 1066

広告掲載で地域福祉活動を応援してみませんか?

市社協では広報紙「市協ちがさき」やホームページ上のバナーに掲載する広告を募集しています。掲載枠には限りがございますので、気になる方は要チェックです。

ホームページ



ホームページ上の広告なので、貴社のホームページへリンクすることができます!

広報紙



茅ヶ崎市内全戸配布しています!

広告掲載でできる地域福祉活動の応援、詳しくは市社協までお問合せください!

いずれも市社協の会員になると、割引が適用されます!

広告掲載費が地域福祉活動に使われています!

資金貸付制度のご案内

<小口生活資金の貸付>

一時的に生活に困窮している世帯へ、その自立と生活意欲の助長を図るため、小口生活資金の貸し付けを行っています。

<生活福祉資金の貸付>

- 福祉資金(生業費、技能習得費、医療費、介護費など)**
低所得者、高齢者、障がい者世帯等へ一時的に資金を貸し付けることで、世帯の自立を図ることを目的としています。原則連帯保証人1名が必要です。
- 教育支援資金**
低所得者世帯を対象に、高校、大学、専門学校等の就学のために、必要な費用を貸し付けています。
- 総合支援資金**
低所得者であって、失業等により、生活の維持が困難になった世帯に生活費等の資金を貸し付けています。原則連帯保証人1名が必要です。失業給付、年金、生活保護等を受けている人は対象となりません。
- 不動産担保型生活資金**
住み慣れた自宅に住み続けたい高齢者の方に、土地を担保として、生活資金を貸し付けます。連帯保証人1名が必要です。

*いずれの資金にも、貸付の条件・基準がありますのでご相談ください。(要予約)
*連帯保証人が立てられない場合は、ご相談ください。